

若違乱之族在レ之者、可ニ注進ニ可ニ申付ニ候也、仍如レ件

増田右衛門 判在

天正十五年十一月十五日

近江国筒井公文所

さらに江戸時代に入ると、

器地職式伝書之事

一、御綸旨・御免状・御裁許状之表諸職共、公役相勤候上者、其外之懸り物一切指出スニ及ざる事

一、木地師住居之儀ニ付、其所ニ罷在候内者、造作諸事可レ為ニ勝手次才ニ事

一、木地荷物、道中筋ニ而新規之異乱等申立候者有レ之候得者、水上へ可ニ申參、聽札之上、急度申付べく候事

一、筒井氏子木地師之儀、諸公辺江出訴之節者、宮元江可ニ申參、御支配所御添書指出し可レ申候事

右之趣大切ニ相守可レ申者也

日本国中木地師支配所

江州筒井公文所 印

天保十五年辰七月

というような文書があつて、筒井公文所は、筒井八幡宮の氏子となつてゐる全国散在の木地師に対しては「日本国中木地師支配所」たるの性格を有し、彼等に対する「懸り物」の免除、住居造作の自由などを保証したり、また道中での争論

「耶蘇童子歌」

や訴訟事件についても指示や便宜・援助を与えたりしたようである。諸国の木地師に対して免許状或いは鑑札を与えたことは云うまでもない。ところで、前に述べたように、小椋には筒井八幡宮の外に君ガ畑に太皇大明神があるが、同社も前者と全く同じ伝説を語り、諸国の木地屋を支配せんとして、両社は互いに排斥しあつた。そこで諸国の木地屋は免許状或いは鑑札を二社のいづれからか受けておかぬと渡世がでなかつたのである（民俗学辞典）。当地の小椋氏は、その寄留証によると、本籍地では筒井神社の氏子に属し、鑑札も同社の公文所から受けていた。その鑑札に菊の御紋が押捺されてゐる理由は、ここで改めて述べる必要もあるまい。

木地屋文書は、県内では玖珠郡九重町田野の小椋家にも残されてゐるが、このような文書・資料の失われていく今日、貴重な民俗資料として保存したいものである。（大分大学助教授）

「耶蘇童子歌」

（玖珠郡九重町中野温泉富田家所蔵）

一トセ、人タイヤガル耶蘇教ヲ、弘メル山子の氣力知レヌ、此氣ガ知レヌ

二トセ、深く仏教ヲ研ベズニ、耶蘇教ノエホハ神カ紙カ、此塵紙カ

三トセ、見々弘マル耶蘇教ヲ、ウカノ、シテイル寝狂たち、何

レアゴゴバカギニツル

四トセ、能々思エバ耶蘇教ハ、弘メテ詐偽^{ダマシ}テ国ヲトル、此ノ

アツカマシヤ

五トセ、イカニ耶蘇教ガ弘メテモ、愛国社会ガ退治スル、此

国ノ為

六トセ、ムザンナルカナ耶蘇教ハ、国トル積リデクソツカム

此当チガイ

七トセ、南無阿弥陀仏ノ白旗デ、耶蘇教ノ信者ヲ撫殺ス

八トセ、耶蘇教信者ノ腰拔ハ、張附^{はりつけ}仰信^{うやうや}デ福祈^{ふくねが}る、此ゴウヨ

クナ

九トセ、今度耶蘇教ガ来タ故ニ、仏教ノ真理ガ光リ出ス、此

イサマシヤ

十トセ、トンダ異国ノハテヨリモ、諸国ニ会堂ヲ立マワス、

此末ヲソロシヤ

十一トセ、死タル十字^{ハシラ}ガ甦^{よみがへ}生イキタト云テアル、コノ空言^{ウソコト}ノ

皮

十二トセ、二世^{マヤ}ト末世ハ此世ナリ、前世ガナイトハ理ニ合ヌ

此理ニコマル

十三トセ、三世因果ノ真理ヨリ堅メタ道ヲコボタント、此ア

ツカマシヤ

十四トセ、深切ラシクモ耶蘇教ハ、諸方ニ金々マキチラス、

此末イブカシヤ

十五トセ、御苦勞ナガラモ神様ガ、アルナラ一寸顔ミセヨ、
無ナラアク迄打コボテ

十六トセ、ロクニ仏教ヲ研究^{シユゼン}ニ、耶蘇教ヲ信ズルヤツラノ、
此アハテモノ

十七トセ、七八置テモ壮年ハ、仏教信ジテ耶蘇退治^{マヤ}シ、此ノ
国ノ為

十八トセ、八万四千の法門デ、耶蘇教ノ幽霊ヲ濟度スル、此
^(七)盲者ヲバ

盲者ヲバ

十九トセ、能々思エバ今ノ内、愛国社会ガ退治セヨ、此イサ
マシヤ国ノ為

二十トセ、二重三重ニ弘メテモ、愛国社会ガ打破ル、此国ノ
為イサマシヤ

為イサマシヤ

國ノ為、法ノ為トテ身ノ限り

磨ヤ磨ケ日本魂

この数え歌の作者も年代も明記されていないが、文中に「愛国社会」とか「真理」、「日本魂」などという文句が見え、また「南無阿弥陀仏」の名号も見えているから、恐らく明治中期以後、尊皇護国奉仏を唱えたかの大内青巒（一八四五—一九一八）の影響を受けた真宗の僧侶が、「七八」（十七八）のことで青年を指すのであろう）の間に漸く高まつてきたキリスト教信仰に反撃を加えるために、「童子」や「壮年」・老人層に流布させようと試みたものであろう。そしにして、この国粹思想、国家主義も甚だイサマシイものである。

（立川輝信氏と共同採集。半田康夫）